星城大学

改善報告書

令和７年７月１６日

１．大学名：星城大学

２．認証評価実施年度：令和４年度

３．「改善を要する点」の内容
基準項目：４－１
〇教授会や研究科委員会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項について、学長が定め、周知していない点は改善を要する。

４．改善状況及び結果
基準項目４－１について
〇令和５年２月に審議し「星城大学における学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項に関する内規」を新たに制定し、令和６年２月にも審議のうえ、内規、学則及び会議体関連規定を改定した。

５．エビデンス（根拠資料）一覧
基準項目４－１の資料
- 戦略会議議事録（令和５年２月２１日・令和５年３月２８日・令和５年９月２６日・令和６年２月２７日）
- 星城大学における学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項に関する内規（令和５年４月１日施行）
- 星城大学における学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項に関する内規　新旧対照表（令和６年４月１日改定）
- 星城大学大学院学則　新旧対照表（令和６年４月１日改定）

星城大学

改善報告書

令和７年７月１６日

１．大学名：星城大学

２．認証評価実施年度：令和４年度

３．「改善を要する点」の内容
基準項目：４－１
〇学則第 43 条で定めている教授会の審議事項について、規則に定めのない「専任教授会」「拡大教授会」「学部会議」において審議している点は改善を要する。

４．改善状況及び結果
基準項目：４－１
〇令和５年１月より、「専任教授会」の名称を廃し、「教授会」と規程通りの名称とし、「拡大教授会」を「学部会議」と名称を改めた。また、審議事項についても、令和６年４月より、規程を再確認し、適切な運用に改めた。

５．エビデンス（根拠資料）一覧
基準項目４－１の資料
- 教授会議事録（経営学部：令和５年１月２５日・リハビリテーション学部：令和５年１月１１日）

星城大学

改善報告書

令和７年７月１６日

１．大学名：星城大学

２．認証評価実施年度：令和４年度

３．「改善を要する点」の内容
基準項目：５－２
〇私立学校法第 45 条の 2 及び寄附行為第 33 条第 1 項に定めのある会計年度ごとの事業 計画について、事業報告書と対応しない「予算の説明資料」をもって事業計画とし、理事会・評議員会において 次年度予算の議案として取扱っている点は、改善が必要である。

４．改善状況及び結果
基準項目：５－２
〇令和６年度より、事業計画を事業報告に対応した内容に変更し、理事会・評議員会で承認を得るように改めた。

５．エビデンス（根拠資料）一覧
基準項目５－２の資料
- 理事会議事録（令和６年３月２日）
- 評議員会議事録（令和６年３月２日）
- 令和６年度　事業計画書（大学）
- 令和６年度　事業報告書（大学）
- 令和６年度　予算概況
- 令和６年度　予算案

星城大学

改善報告書

令和７年７月１６日

１．大学名：星城大学

２．認証評価実施年度：令和４年度

３．「改善を要する点」の内容
基準項目：５－３
〇事業に関する中期的な計画については、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 22 条の各第 1 項第 2 号に従い、評議員会へ諮問した後に理事会で審議する手続きを踏むように改善が必要である。

４．改善状況及び結果
基準項目：５－３
〇寄附行為の定めに従い審議手続きを行います。
また、令和７年度の役員改選後の評議員会と理事会は別日開催とし審議手続きに従った開催日程とした。

５．エビデンス（根拠資料）一覧
基準項目５－３の資料
● 令和７年度主要会議・行事予定表

星城大学

改善報告書

令和７年７月１６日

１．大学名：星城大学

２．認証評価実施年度：令和４年度

３．「改善を要する点」の内容

基準項目：６－３

〇教学マネジメントにおける教授会・研究科委員会の位置付けや、会計年度ごとの事業計画及び事業に関する中期的な計画の策定を含む法人経営における理事会・評議員会の運営等について改善を要する 事項があり、内部質保証システムの機能性が十分とはいえないため、改善が必要である。

４．改善状況及び結果

基準項目：６－３

〇ご指摘を踏まえ、学内で協議を行い、教授会や研究科委員会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項について、内規を定め、周知するとともに、規程に定められていなかった「専任教授会」の名称を廃し、規程に定められた通りに「教授会」と名称を改め、「教授会」にて審議事項を再確認した。また、「拡大教授会」については「学部会議」に改め、報告事項を扱うこととした。更に、ご指摘を踏まえ、学園法人本部で協議を行い、理事会・評議員会において、会計年度ごとの事業計画を事業報告に対応した内容に変更し、承認を得るよう改めた。また、私学法の改正に合わせ、令和７年８月以降の評議員会と理事会は別日開催とし、評議員会へ諮問した後に、理事会で審議する手続きを踏むよう改めた。これらの改善をもって、運用を開始いたしました。

５．エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目６－３の資料

基準項目４－１、５－２、５－３の資料に同じ。